

福祉職場における 障害者雇用推進プロジェクト

現状と課題

- 障害者雇用の推進をめざす中で、近年、障害者の働く職種は幅広くなってきており、多様な就労ニーズに対応するべく、福祉職場の障害者雇用の推進が求められています。
- 障害者雇用促進法に基づき、民間事業者には1.8%の法定雇用率が定められており、56人以上の常用雇用労働者のいる事業所には年1回の報告が義務づけられています。常用労働者301人以上の未達成事業所には納付金制度が定められていますが、同制度については平成22年7月からは201人以上、27年7月からは101人以上と、中小規模の職場における雇用の確保を段階的に推進していくことが予定されています。
- こうした状況を背景に、東社協では、障害者就労支援機関や特別支援学校とのネットワークを通じて障害者雇用の推進に取り組んできましたが、平成21年8月に「福祉職場における障害者雇用推進プロジェクト」を設置しました。同プロジェクトでは、企業就労との相違点など福祉職場の特性を整理しながら、実態調査と実践事例のヒアリングをもとに事例集とガイドラインの作成をすすめました。

事業のねらい

社会的に広く取り組みが求められている障害者雇用の推進の中でも、福祉職場における雇用の推進に積極的に取り組んでいきます。

- (1) 福祉業界においても障害者雇用が具体的にすすむための施策やマッチングの条件整備を行い、社会的にアピールできる目に見えたネットワークを構築します。
- (2) 一般企業における障害者雇用の推進には引き続き取り組み、福祉職場に拡大することで多様な就労の場を広げるとともに、福祉、教育、労働のネットワークの強化を促進します。

実施すべき具体的な事業

◆「福祉職場における障害者雇用推進プロジェクト」の設置・運営

- (1) 福祉職場における先行事例の収集と実態調査の実施及び「福祉職場における障害者雇用実践ガイドライン」と事例集の作成 ※21年度に実施
- (2) 障害者雇用に取り組む福祉職場と支援機関のネットワークの構築
 - ① 福祉職場における障害者雇用実践ガイドライン・事例集の普及
 - ② 福祉職場における障害者雇用推進フォーラムの開催
 - ③ 福祉職場における障害者雇用をめざす就職相談会の開催
 - ④ 福祉職場における障害者雇用のための実習制度の検討
 - ⑤ 福祉職場における障害者雇用を推進する施策の提言活動
 - ⑥ 特別支援学校における福祉コースカリキュラム開発への支援
 - ⑦ 地域における福祉職場と就労支援機関、特別支援学校の交流の場づくり
 - ⑧ 福祉人材センターにおける障害者求職者の紹介・あっせんの検討

年次計画

21年度に実施する実態調査、事例集・ガイドラインの作成の取組みをもとに、3か年で都内全ての障害者就労支援センター及び特別支援学校において就労ニーズに応じた支援実績と支援ノウハウが蓄積されることをめざします。

22年度	23年度	24年度
- 事例集・ガイドラインの普及（22年度） - 福祉職場における障害者雇用推進フォーラムの開催（22年度） - 特別支援学校と関係部会の情報交換会の実施（22～23年度） - 障害者就労支援センターと関係部会の情報交換会の実施（22～23年度） - 施策提言活動（22年度）	福祉職場における障害者雇用をめざす就職相談会の開催（23年度）	福祉職場における障害者雇用実践ガイドラインの改訂（24年度）

事業の概況

図● 福祉職場における障害者雇用推進プロジェクト

障害のある人の多様な就労ニーズに応じた職域を拡大すべく、
高齢者施設、障害者施設、保育園等における障害者雇用の推進を以下によりめざします。



I
社会的に広く取り組むべき課題への対応

II
福祉人材の定着・育成の取組み

III
地域における諸課題への対応

IV
都民の福祉参加と理解の促進

V
部会及び連絡会活動の充実と強化